

厚生病院 通所リハビリテーション 運営規程

(事業の目的)

第 1 条

医療法人社団綱島会厚生病院が開設する指定通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」という）が行う指定通所リハビリテーション事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、医師・看護師・理学療法士・作業療法士などの専門職員が、要介護状態または要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者等」とする）の社会的孤立や閉じこもりを防止し、社会の一員としての意欲の維持、心身機能の回復、ADLの維持を図るとともに、家族の介護負担を軽減し、家族介護のゆとりと意欲を継続していくことを目的としたサービスを提供する。

(運営の方針)

第 2 条

1. 事業所の職員は、要支援状態の利用者について、その居宅においてその有する能力の維持・改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援へのリハビリなどのサービスを提供するとともに家族の介護意欲を側面から支援する。
2. 事業所の職員は、要介護者等が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者等へのリハビリなどのサービス提供とともに家族の介護意欲を側面から支援する。
3. 事業の実施にあたっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第 3 条

事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一. 名称 医療法人社団綱島会厚生病院
- 二. 所在地 兵庫県姫路市御立西 4 丁目 1 番 25 号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第 4 条

事業所に勤務する職員の職種、員数、及び勤務内容は次の通りとする。

1. 医師 1 名以上（常勤・非常勤）全身状態管理
2. 看護師 1 名以上（常勤・非常勤）状態観察及び介護
3. 理学療法士 2 名以上（常勤・非常勤）機能訓練
4. 作業療法士 1 名以上（常勤・非常勤）機能訓練
5. 言語聴覚士 1 名以上（常勤・非常勤）機能訓練
6. 介護職員 3 名以上（常勤・非常勤）看護師の指示のもと介護援助全般

(営業日及び営業時間)

第 5 条

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。(但し、1月 1日・2日・3日は除く)
2. 営業時間 8時 30分～17時 30分
3. サービス提供時間 9時 30分～16時 (但し、送迎時間を除く)

(通所リハビリテーションの利用定員)

第 6 条

事業所の利用定員は次の通りとする。 一日 20人

(通所リハビリテーションの提供方法)

第 7 条

指定通所リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込書またはその家族に対し、運営規程の概要その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

第 8 条

1. 居宅サービス計画が策定されている場合は、当該計画に沿った指定通所リハビリテーションを提供する。
2. 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。

第 9 条

指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

第 10 条

1. 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努める。
2. 指定通所リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者(指定介護予防支援事業者)から通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画の提供の求めがあった際には、当該通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画を提出する事に協力するように努めるものとする。

第 11 条

正当な理由なく指定通所リハビリテーションの提供を拒まない。ただし、通常の事業の実施地域を勘案し、利用申込者に対して適切な指定通所リハビリテーションの提供が困難と認めた場合は、他の指定通所リハビリテーションの紹介など、必要な処置を講ずる。

第 12 条

1. 指定通所リハビリテーションの提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という）の有無、要介護認定等の有効期間を確認する。 2. 前項の被保険者証に介護保険法第 73 条第 2 項に規定する認定審査会意見が記載されている場合、その意見に配慮して、指定通所リハビリテーションを提供する。

第 13 条

指定通所リハビリテーションの開始に際し、利用申込者が決定代理受領サービスの要件を満たしていないとき、（介護保険法第 41 条第 6 項目及び介護保険法施行規則第 64 条各号のいずれにも該当しないとき）は、当該利用申込者又はその家族に対し、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

（指定通所リハビリテーションの内容）

第 14 条

指定通所リハビリテーションの内容は次の通りとする。

- 一. 送迎
- 二. 個別リハビリテーション
- 三. 集団活動
- 四. 入浴
- 五. 食事
- 六. 家族指導

第 15 条

1. 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、次条第 1 項に規定する通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
2. 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
3. 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、個々の状態に対応し、リハビリテーションなど適切なサービスの提供を行う。
4. 常に利用者の心身の状況、環境等の的確な掌握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

第 16 条

1. サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて指定通所リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成する。
2. 前頁の通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容によって作成する。
3. サービス提供責任者は、第 1 項の通所リハビリテーション計画を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明する。
4. サービス提供責任者は、通所リハビリテーション計画作成後においても、当該通所リハビリテーション計画の実施状況の掌握を行い、必要に応じて当該通所リハビリテーション計画の変更を行う。なお、第 1 項から 3 項までの規定は、通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

(通所リハビリテーションの利用料等)

第 17 条

1. 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示の額とする。
2. 利用者から実費徴収する内容は次の通りとする。
 - 一. 通常の事業の実施地域以外の交通費
 - 二. 利用者の希望による、通常の時間を超える通所リハビリテーションの費用
 - 三. 食事実費
 - 四. おむつ代
 - 五. 趣味・活動費
 - 六. その他（日常生活においても通常必要となるものの費用で、利用者が負担するのが適当と認められるもの）
3. 第 1 項及び第 2 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名・捺印）を受けることとする。
4. 第 1 項の利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービス内容及び利用料の額を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第 18 条

指定通所リハビリテーションを提供した際には、当該指定通所リハビリテーションの提供日及び内容、法定代理受領サービス費の額、その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

(通常の事業の実施地域)

第 19 条

通常の事業の実施地域は姫路市全般とする。（片道 20 分を目安として）

(利用者に関する市町村への通知)

第 20 条

利用者が、正当な理由なく指定通所リハビリテーションの利用に関する指示に従わずに要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたときは、市町村に対して通知する。

(秘密保持)

第 21 条

1. 事業所の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。また、事業所の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。
2. サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

(緊急時等における対応方法)

第 22 条

職員は、指定通所リハビリテーションの実施中及び送迎中に、利用者の病状の急変及びその他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに管理者に報告する。

(虐待防止のための措置)

第 23 条

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。 1. 定期的な虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催及び、その結果について従業者への周知徹底 2. 虐待の防止のための指針の整備

3. 定期的な虐待の防止のための研修の実施

4. 虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者の配置

5. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(勤務体制の確保)

第 24 条

1. 利用者に対して、適切な指定通所リハビリテーションを提供できるよう、職員の勤務体制を定める。 2. 職員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設ける。

一. 採用時研修

二. 継続研修

(衛生管理等)

第 25 条

1. 職員の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行う。 2. 事業所の設備及び備品などについて、衛生的な管理に努める。（別紙参照）

(苦情処理)

第 26 条

1. 提供した指定通所リハビリテーションに対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講ずる。

2. 自ら提供した指定通所リハビリテーションに関して、介護保険法 23 条の規定により市町村が行う文書などの提出や提示の求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。市町村から指導、又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

3. 指定通所リハビリテーションに対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が介護保険法第 176 条第 1 項第 2 号に基づき行う調査に協力する。自ら提供した指定通所リハビリテーションに関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第 27 条

1. 利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
2. 利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。
3. 送迎中の事故発生等に関しては、自動車事故に準ずる対処を講ずる。

(非常災害対策)

第 28 条

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 1 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(会計の区分)

第 29 条

事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所リハビリテーションの会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第 30 条

1. 従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
2. 利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から 5 年間保存する。

(業務継続計画の策定等)

第 31 条

事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者が継続して指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供を受けられるよう次の措置を講ずるものとする。

1. 業務継続計画の策定
2. 従業者への業務継続計画の周知徹底及び定期的な研修及び訓練の実施
3. 定期的な業務継続計画の見直し及び変更(業務継続計画の策定等)
(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 32 条

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。 1. おおむね 6 月に 1 回以上、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催及び、その結果について従業者への周知徹底

2. 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
3. 定期的な感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

(その他)

第 33 条

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団綱島会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

《附則》

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する在宅で介護する家族への援助

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日より施行する在宅で介護する家族への援助

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する在宅で介護する家族への援助

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日より施行する在宅で介護する家族への援助

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日より施行する在宅で介護する家族への援助

この規程は、平成 27 年 9 月 25 日より施行する在宅で介護する家族への援助

この規程は、令和 4 年 2 月 1 日より施行する在宅で介護する家族への援助

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する在宅で介護する家族への援助

この規程は、令和 7 年 1 月 1 日より施行する在宅で介護するかぞくへの援助